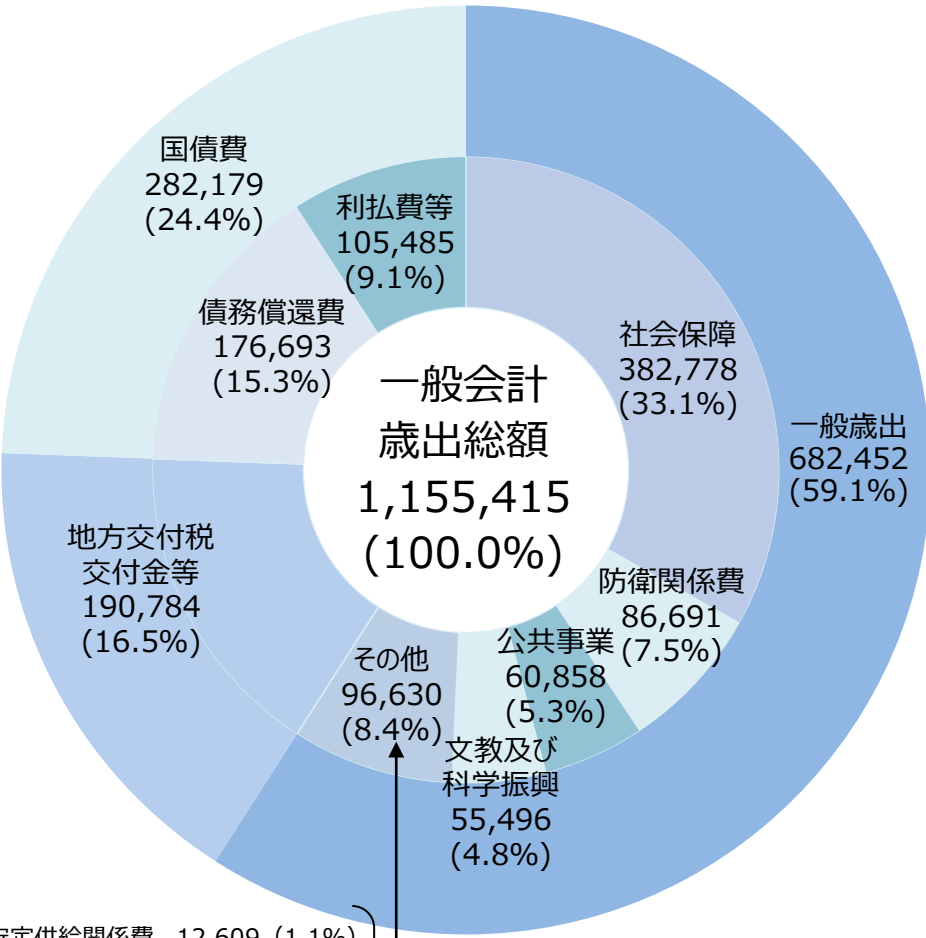


令和7年度一般会計予算 歳出・歳入の構成

一般会計歳出

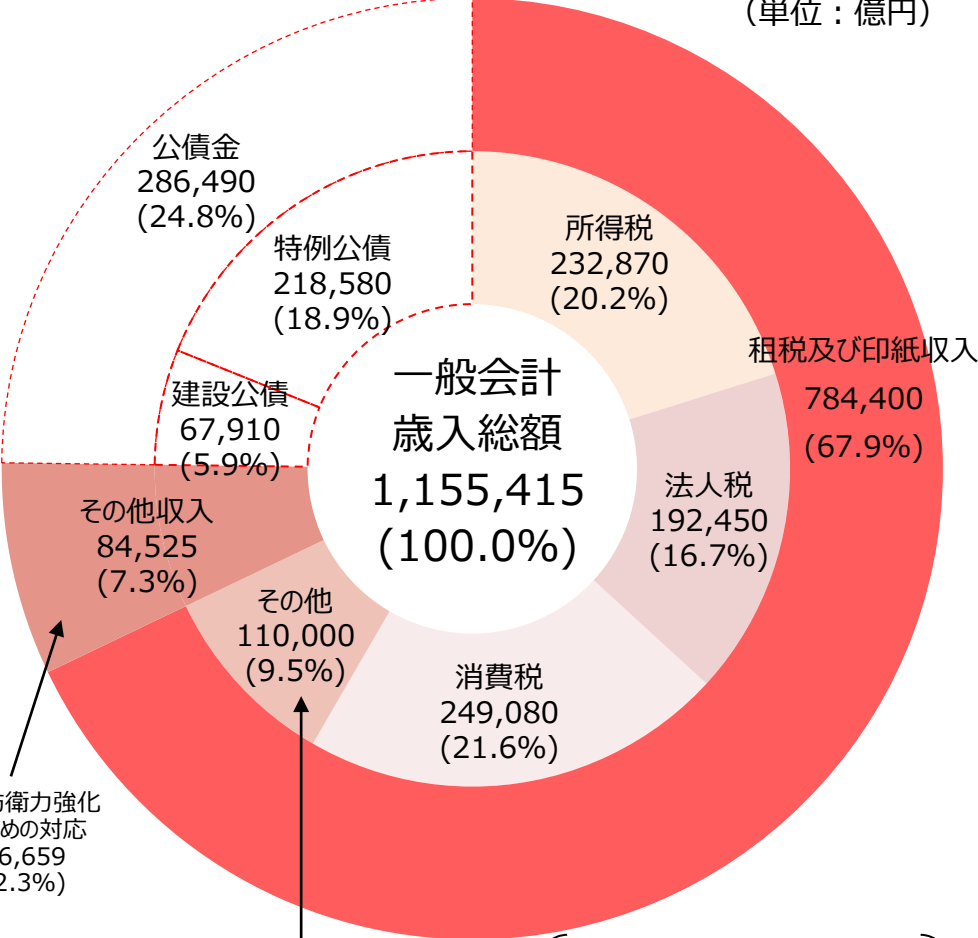


食料安定供給関係費	12,609	(1.1%)
エネルギー対策費	8,111	(0.7%)
経済協力費	5,050	(0.4%)
中小企業対策費	1,695	(0.1%)
恩給関係費	623	(0.1%)
その他の事項経費	58,543	(5.1%)
予備費	10,000	(0.9%)

※「一般歳出」とは、歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いた経費のこと。
※「基礎的財政収支対象経費」(＝歳出総額のうち国債費の一部を除いた経費のこと。当年度の政策的経費を表す指標)は、876,760 (75.9%)

一般会計歳入

(単位：億円)



相続税	34,610	(3.0%)
揮発油税	19,760	(1.7%)
酒税	11,740	(1.0%)
関税	9,890	(0.9%)
たばこ税	9,530	(0.8%)
石油石炭税	6,010	(0.5%)
自動車重量税	4,070	(0.4%)
電源開発促進税	3,070	(0.3%)
その他の税収	1,020	(0.1%)
印紙収入	10,300	(0.9%)

(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 一般歳出における社会保障関係費の割合は56.1%。

令和 7 年度厚生労働省予算案（一般会計）における社会保障関係費の内訳

（単位：億円）

区 分	令和 6 年度 予算額 (A) (※)	令和 7 年度 予算案 (B)	増 △ 減 額 (C) (B-A)	増 △ 減 率 (C/A)
社会保障 関係費	3 3 5, 0 4 6	3 3 9, 7 2 3	4, 6 7 7	1. 4 %
年 金	1 3 3, 2 3 7	1 3 6, 1 2 9	2, 8 9 2	2. 2 %
医 療	1 2 3, 5 3 2	1 2 4, 5 4 2	1, 0 1 0	0. 8 %
介 護	3 7, 2 8 8	3 7, 3 7 4	8 7	0. 2 %
雇 用	1, 5 0 5	1, 5 6 0	5 4	3. 6 %
福祉等	3 9, 4 8 4	4 0, 1 1 8	6 3 5	1. 6 %

〔計数整理の結果、異同を生ずることがある。〕

（※）令和 6 年度予算額は当初予算額である。

（注）計数は、それぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計と合致しないものがある。

令和7年度 厚生労働省予算案における重点事項

少子高齢化・人口減少時代にあっても、

○今後の人口動態や経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築や包摂社会を実現するとともに、

○持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進を通じて

国民一人ひとりが、安心して生涯活躍できる社会の実現に向け、以下を柱に予算措置を行う。

I. 全世代型社会保障の実現に向けた 保健・医療・介護の構築

<創薬力強化に向けたイノベーションの推進と医薬品等の 安定供給確保>

- ◆ 有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進
- ◆ 研究開発によるイノベーションの推進
- ◆ 医薬品等の安定供給の推進

<医療・介護におけるDX、地域医療・介護の基盤強化の推進等>

- ◆ 医療・介護分野におけるDXの推進等
- ◆ 地域医療構想・医師偏在対策・かかりつけ医機能等の推進
- ◆ 地域包括ケアシステムの推進
- ◆ 周産期・救急・災害医療体制等の充実

<国際保健への戦略的取組、感染症対策の体制強化>

- ◆ 国際保健への戦略的取組の推進、医療・介護分野の国際展開等
- ◆ 次なる感染症危機に備えた体制強化

<予防・重症化予防、女性の健康づくり、認知症施策の推進等>

- ◆ 予防・重症化予防の推進、女性の健康づくり
- ◆ 認知症施策の総合的な推進
- ◆ がん、肝炎、難病対策等の推進
- ◆ 歯科保健医療・栄養対策・リハビリテーションの推進
- ◆ 食の安全・安心の確保

II. 持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の 労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

<最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援等>

- ◆ 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援等

<リ・スキリング、ジョブ型人事（職務給）の導入、 労働移動の円滑化>

- ◆ リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入、成長分野等への労働移動の円滑化

<人材確保の支援の推進>

- ◆ 人材確保の支援

<多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組>

- ◆ 障害者や高齢者等、多様な人材の活躍促進等
- ◆ 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進
- ◆ ハラスメント防止対策、安心安全な職場環境の実現
- ◆ フリーランスの就業環境の整備

<女性の活躍促進>

- ◆ 男女間賃金格差の是正に向けた取組の推進等
- ◆ 子育て中の女性等に対する就職支援の実施
- ◆ 女性のライフステージごとの健康課題に取り組む事業主への支援等

III. 一人一人が生きがいや役割 を持つ包摂的な社会の実現

<地域共生社会の実現等>

- ◆ 相談支援・地域づくり等による重層的支援体制の整備の促進
- ◆ 生活困窮者自立支援等の推進
- ◆ 障害者支援の促進、依存症対策の推進
- ◆ 成年後見制度の利用促進、総合的な権利擁護支援の推進
- ◆ 困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援の推進
- ◆ 自殺総合対策、ひきこもり支援の更なる推進

<戦没者の慰霊、年金、 被災地支援等>

- ◆ 戦没者の慰霊・戦没者遺族等の援護の推進
- ◆ 安心できる年金制度の確立
- ◆ 被災者・被災施設の支援等

* 薬価改定への対応：令和6年薬価調査に基づき、国民負担軽減の観点のもとより、創薬イノベーションの推進や医薬品の安定供給の確保の要請にきめ細かく対応する観点から、品目ごとの性格に応じて対象範囲を設定することとする。また、薬価改定基準の適用についても、創薬イノベーションの推進、医薬品の安定供給の確保、国民負担の軽減といった基本的な考え方を踏まえた対応を行う。

* 生活扶助基準の見直し：生活扶助基準について、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案して見直しを行う。具体的には、令和7～8年度については、令和4年の社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果による額に月額1,500円／人を加算するとともに、加算後もなお従前の基準額から減額となる世帯は従前の基準額を保障することとし、令和7年10月から実施する。

令和7年度 こども家庭庁予算の全体像

- 令和7年度のこども家庭庁予算は、「こども未来戦略」に基づくこども・子育て政策の強化を本格的に実行、こどもや若者、またそれをサポートする方々のために、質の高い施策に取り組む予算。
- 予算の総額は、子ども・子育て支援特別会計の設置に伴い育児休業等給付関係の歳出が移管されることに伴う増を除いた実質ベースで前年度比1.1兆円増（+17.8%）となる、約7.3兆円。主な増要因は、
 - ・ 児童手当の拡充（満年度化） +0.6兆円
 - ・ 高等教育（大学等）の負担軽減の抜本的強化 +0.1兆円
 - ・ 育休支援の拡充 +0.1兆円
 - ・ 保育の質の向上（処遇改善、配置改善等） +0.1兆円
- 令和7年度予算編成から、EBPMを導入してエビデンス・データに基づく政策の質・効果の向上を図るとともに、政策の検証・評価にこども・若者が参画するプロセスを創設し、こども・若者世代の視点に立った実効的な政策を推進。

区 分	R7 予算案 (A)	R6 予算額 (B)	対前年度比 (A－B)
一般会計	42,367億円	41,457億円	+910億円
子ども・子育て支援特別会計 (注1)	30,903億円	20,750億円	+10,153億円
うち 子ども・子育て支援勘定	20,216億円	11,375億円	+8,841億円
うち 育児休業等給付勘定	10,687億円	(厚労省計上 9,375億円)	+1,312億円
合 計	73,270億円	62,207億円 (こ家庁計上 52,832億円) (厚労省計上 9,375億円)	+11,063億円

(注1) 一般会計からの繰入れ等を除いた計数。(注2) 上記の金額にはデジタル庁一括計上予算は含まれていない。(注3) 計数整理の結果、異同を生じることがある。
(注4) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

令和7年度 こども家庭庁予算案の概要

1 こども・若者世代の視点に立った政策推進とD Xの強化

■ こども・若者世代の視点に立った政策推進の強化等 3.3億円（2.9億円）

- こども・若者の意見聴取と政策への反映等
 - こども・若者意見反映推進事業
 - 地方自治体におけるこども・若者意見反映の取組促進
 - こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発
- 自治体こども計画策定支援

■ D Xによる政策を届ける力と現場負担の軽減 191億円の内数（171億円の内数）

- こども政策D X加速のための基盤強化
- D Xによる政策を届ける力と現場負担の軽減

2 若い世代のライフデザインの可能性の最大化と社会全体の意識改革等

■ 若い世代のライフデザインの可能性の最大化 11億円（11億円）

- 若い世代によるライフデザインに関する情報発信等
- 地域における結婚支援事業等への支援強化（地域少子化対策重点推進交付金）
 - 若い世代のライフデザイン設計への支援

■ 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援 3,072億円の内数（2,860億円の内数）

- 妊娠・出産時における支援の充実（2,860億円の内数）
 - 妊産婦への経済的支援の着実な実施（妊婦のための支援給付）
 - 伴走型相談支援の推進（妊婦等包括相談支援事業）
- 産後ケア事業の体制強化
- 乳幼児健診等の推進
 - 乳幼児健診における特別な配慮を要するこどもへの支援
 - 新生児マススクリーニング検査の精度管理支援
- 不妊症・不育症や死産・流産等を経験された方への支援

3 より良い子育て環境の提供

■ 誰でも無理なく安心して子育てができる社会への転換

- 児童手当の拡充 3兆2,845億円の内数
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（2兆5,306億円の内数）
- 放課後児童クラブの整備推進
- 仕事と子育ての両立支援
- 高等教育費の負担軽減

■ 保育の質の向上等

2兆1,819億円の内数
（2兆422億円の内数）

- 保育の質の向上等の推進
- 保育所整備費等の支援
- 子どものための教育・保育給付の拡充
- 1歳児に係る保育士等の職員配置の改善
- 保育士等の処遇改善
- 保育人材の確保
- こども誰でも通園制度の制度化

■ こどもの安心・安全の確保 2,165億円の内数（2,093億円の内数）

- こどもの居場所づくり支援
- 子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業

4 すべてのこどもの健やかな成長の保障

■ こどもの自殺対策 0.6億円（0.6億円）

- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づく取組の推進

■ こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進等 1,939億円の内数（1,854億円の内数）

- 児童扶養手当の拡充
- 自立支援策（養育費確保等支援パッケージ等）の強化、相談支援体制の強化等
- こどもの学習支援の強化
- こどもの貧困対策の強化

■ 児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー支援等 4,033億円の内数（3,829億円の内数）

- こども家庭センターの設置促進、児童相談所の体制強化等
- 困難を抱える学生などのこども・若者に対する支援
- 家庭養育環境を確保するための里親等委託の推進等
- 社会的養護経験者等や家庭生活に支障が生じている特定妊婦への支援の強化
- 児童養護施設等における職員の人材確保策の推進や養育機能の向上
- 児童福祉施設等の着実な整備

■ 障害児支援・医療的ケア児支援等 5,204億円の内数（4,988億円の内数）

- 地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進
- 専門的支援が必要な障害児への支援の強化
- 早期発見・早期支援等の強化

（注）デジタル庁一括計上予算を含む。

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における 取りまとめ（案）概要

第1 こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討の背景

- 全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するものとして「こども誰でも通園制度」を創設
- 令和7年度の制度の在り方、令和8年度からの本格実施に向けた検討の方向性について、検討会で議論し、取りまとめ

第2 令和7年度の制度の在り方について

①令和7年度の利用可能時間

- ・制度の本格実施を見据えて、都市部を含め全国で提供できる体制を確保できるようにすること、保育人材確保の状況等を踏まえ、月10時間。

②対象施設及び認可手続

- ・多様な主体の参画を認める観点から、対象施設自体は限定しない。認可基準を満たしており、適切に事業を実施できる施設であれば認める。

③対象となる子ども

- ・伴走型相談支援等が実施されていることや、安全配慮上の懸念にも鑑み、保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満とする。

④利用方式

- ・こども・保護者のニーズは様々であること等を踏まえ、利用方式については法令上の規定を設けない。

⑤実施方式

- ・一般型、余裕活用型を法令上位置付けた上で、こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについては運用上認める。

⑥人員配置基準

- ・「こどもの安全」が確保されることを前提に、一時預かり事業と同様の人員配置基準とする。

⑦設備基準

- ・試行的事業の実施状況等を踏まえ、一時預かり事業と同様の設備運営基準とする。

⑧安定的な運営の確保

- ・年齢に応じた補助単価、障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算を設けつつ、しっかりと運営できるものとなるよう設定。

⑨その他の事項（手引、総合支援システム）

- ・実施に当たっての手引について、自治体や検討会の構成員等の関係者の意見を聴いてとりまとめ、年度末までに示す。
- ・予約管理・データ管理・請求書発行機能を有するシステムについて、令和7年度から運用開始を予定。運用開始後も運用状況や関係者の意見等を踏まえ、必要な改修を行っていく。

第3 令和8年度の本格実施に向けて

①令和8年度以降の利用可能時間

- ・令和7年度における制度の実施状況、全国的な提供体制の確保状況、保育人材の確保状況等を踏まえ、引き続き検討。

②給付化に伴う公定価格の設定

- ・令和8年度からの給付化に伴い、必要な人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう公定価格を設定する必要。

③こども誰でも通園制度の従事者に対する研修

- ・安全性や専門性を担保するため、従事者向けの研修を開発するべきであり、その内容や実施方法について、引き続き検討。

④市町村による提供体制の整備と広域利用の関係

- ・市町村は子ども・子育て支援事業計画に量の見込みを記載した上で、提供体制を確保。広域利用の在り方も含めて整理が必要。

⑤令和8年度の全国実施に向けた市町村や事業者の準備等

- ・全ての市町村が量・質両面から提供体制を確保等できるよう、こども家庭庁・都道府県による支援が必要。

第4 おわりに

- 令和8年度の本格実施に向けて、引き続き、学識経験者、保育所・認定こども園・幼稚園などの関係事業者、地方公共団体と意見交換や議論を重ねながら検討していくべきである。

こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業 実施状況速報

2024/11/30現在

- ☆事業実施の受け入れ開始時期については、自治体や事業所による。
- ☆実施予定自治体数や事業所数は、公募や変更申請の状況、自治体・事業所の状況によって増減あり。
- ☆不明部分確認後の数値の変更あり。

①実施予定自治体	118自治体 ※2024/8/30時点
②受入開始自治体	113自治体 (96%) ※情報未提出自治体あり、随時更新予定 ☞ 4月開始・・・21自治体 ☞ 5月開始・・・8自治体 ☞ 6月開始・・・20自治体 ☞ 7月開始・・・49自治体 ☞ 8月開始・・・10自治体 ☞ 9月開始・・・4自治体 ☞ 10月開始・・・1自治体
③開始事業所数	801か所 ※開始月の月末までに管内実施一覧を提出
④事業所類型	- 認可保育所……………269か所(33.6%) - 認定こども園（幼保連携型）……237か所(29.6%) - 小規模保育事業所（A型）……83か所(10.4%) - 認定こども園（幼稚園型）……51か所(6.4%) - 認定こども園（保育所型）……50か所(6.2%) - 幼稚園（施設型給付を受ける）……36か所(4.5%) - 幼稚園（施設型給付を受けない）……28か所(3.5%) - 地域子育て支援拠点……………17か所(2.1%) - 認可外保育施設……………13か所(1.6%) - 事業所内保育事業所……………4か所(0.5%) - 専用施設……………3か所(0.4%) - 小規模保育事業所（B型）……2か所(0.3%) - 認定こども園（型不明）……1か所(0.1%) - 認定こども園（地方裁量型）……1か所(0.1%) - 小規模保育事業所（C型）……1か所(0.1%) - 小規模保育事業所（型不明）……1か所(0.1%) - 家庭的保育事業所……………1か所(0.1%) - 企業主導型保育事業所……………1か所(0.1%) - 児童発達支援センター等……………1か所(0.1%) - 一時預かり事業所……………1か所(0.1%)

⑤運営主体	- 社会福祉法人……………345か所(43.1%) - 学校法人……………184か所(22.9%) - 公立……………143か所(17.9%) - 株式会社……………85か所(10.6%) - 特定非営利活動法人……11か所(1.4%) - 一般社団法人……………11か所(1.4%) - 個人立……………10か所(1.3%) - 有限会社……………5か所(0.6%) - 合同会社……………3か所(0.4%) - 宗教法人……………2か所(0.2%) - 医療法人……………2か所(0.2%)
⑥実施方法	- 余裕活用型……………346か所(43%) - 一般型（在園児合同）……248か所(31%) - 一般型（専用室独立）……207か所(26%)
⑦専用室有無	- 無し……………570か所(71%) - 有り……………231か所(29%)
⑧利用方法	- 定期利用×自由利用……306か所(38%) - 定期利用……………268か所(34%) - 自由利用……………227か所(28%)
⑨初回の利用時面談実施有無	- 有り……………693か所(87%) - 無し……………108か所(13%)
⑩親子通園可否	- 可……………661か所(82%) - 不可……………133か所(17%) - 不明……………7か所(1%)
⑪一時預かり事業実施有無	- 有り……………420か所(52%) - 無し……………381か所(48%)

1歳児の職員配置の改善

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

- 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）
- 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

令和6年度の対応：4・5歳児の配置基準の改善

【公定価格上の加算措置】※告示を改正

- 新たに「4歳以上児配置改善加算」を措置する
- 30：1の配置に要する経費と、25：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※ チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：1以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※ チーム保育推進加算は、主に3～5歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和5年度には、先んじて4・5歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（1人⇒2人）を行っている。



【最低基準等の改正】※内閣府令等を改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないよう、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30：1	25：1

※ 3歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している（令和4年度の加算取得率：約90%）

※ 3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正（20：1⇒15：1）を行う

令和7年度予算案等における対応

- 1歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として、新たに「1歳児配置改善加算」を措置する【令和7年度予算案109億円】
- 具体的には、人材確保や保育の質の向上の観点も踏まえ、職場環境改善を進めている施設・事業所において、1歳児の職員配置を5：1以上に改善した場合に、加算する（令和7年4月～）

※6：1の配置に要する経費と、5：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算

【対象】以下の全てを満たす事業所（配置基準が既に5：1以上である小規模C・家庭的保育・居宅訪問型保育を除く）

- (1) 処遇改善等加算ⅠⅡⅢの全てを取得している
- (2) 業務においてICTの活用を進めている（※①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、①及びもう1機能以上の機器を導入し活用している）
- (3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上

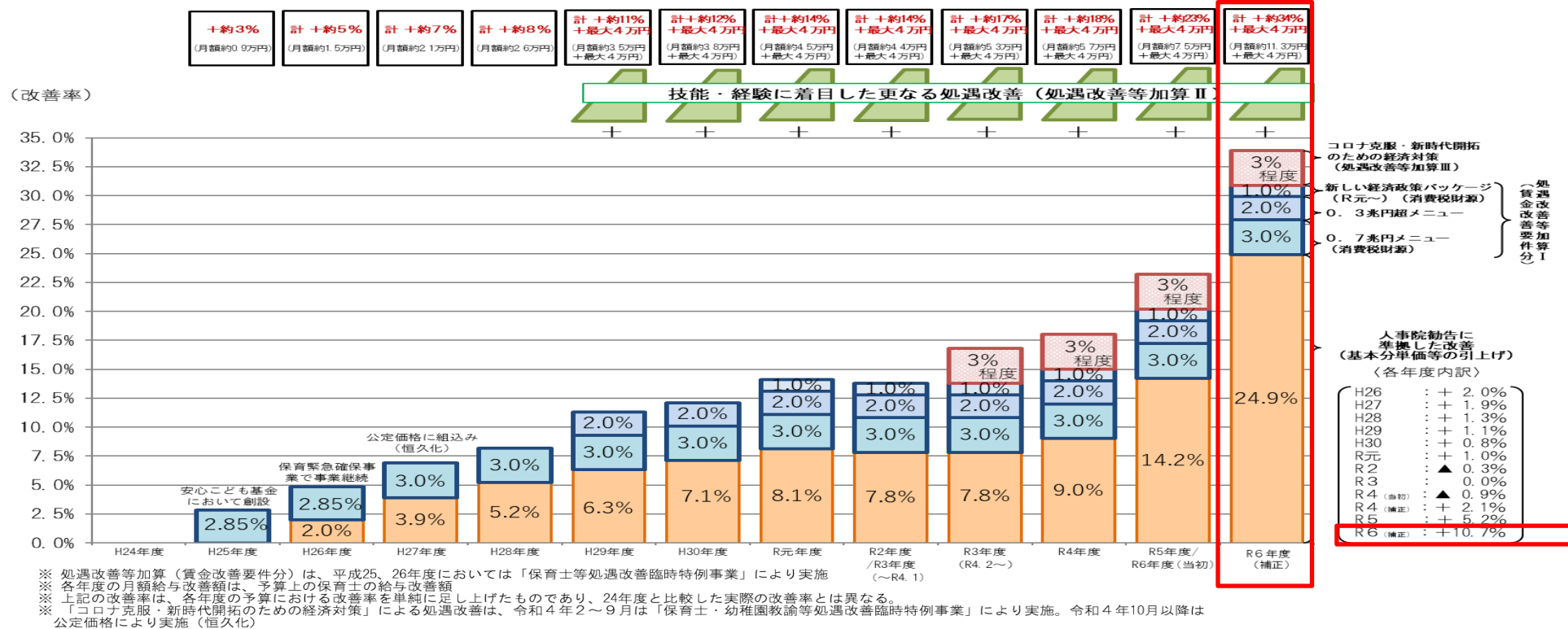
保育士等の処遇改善

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

- 保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。
- くわえて、費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。

令和6年度の対応

- 令和6年人事院勧告を踏まえ、保育士等の公定価格上の人件費を+10.7%改善【令和6年度補正予算1,150億円】



令和7年度予算案等における対応

- 保育士等の公定価格上の人件費について、令和6年補正予算で措置した+10.7%の改善を引き続き確保し、令和7年度予算案においても反映【令和7年度予算案1,607億円】（一般会計：882億円、事業主拠出金：725億円）
- 経営情報の継続的な見える化（保育所等が収支計算書や職員給与の状況等について都道府県に報告する仕組み）を施行し、保育所等の賃金の状況や費用の使途の分析・見える化を推進【令和7年4月施行、事業年度終了後5月以内に報告】
- 処遇改善等加算ⅠⅡⅢについて、事務手続きの簡素化等の観点から一本化（基礎分・賃金改善分・質の向上分の3区分に整理の上、配分ルールの柔軟化や賃金改善の確認方法の簡素化等を実施）

（４）地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方に関する調査研究事業

A. アンケート調査（自治体調査：都道府県、指定都市、中核市）

５．結果概要

【介護事業所数の変化（自治体票:問２（２）（４）（５）】

○ 令和５年６月～８月の３か月間と令和６年６月～８月の３か月間の事業所数の変化は以下の通り。

図表１ 介護事業所数の変化（回答数：129）

サービス	令和5年6月～8月					令和6年6月～8月					（参考） 介護給付費等 実態統計 請求事業所数 （令和6年4月 審査分
	①休止数	②廃止数	③再開数	④新規 開設数	⑤増減数 (③+④－ ①－②)	⑥休止数	⑦廃止数	⑧再開数	⑨新規 開設数	⑩増減数 (⑧+⑨－ ⑥－⑦)	
訪問介護	132	386	13	590	85	166	397	10	573	20	35,468
訪問入浴介護	9	14	2	13	-8	8	17	1	12	-12	1,618
訪問看護	94	246	18	852	530	138	276	11	833	430	15,866
訪問リハビリテーション	24	97	3	218	100	21	120	12	788	659	5,528
通所介護	40	153	8	173	-12	50	162	8	194	-10	24,586
通所リハビリテーション	21	61	0	166	84	21	63	2	170	88	7,919
福祉用具貸与	22	96	1	105	-12	27	80	0	93	-14	7,187
特定施設入居者生活介護	1	25	0	40	14	1	12	0	34	21	5,916
介護老人福祉施設	0	4	0	19	15	0	4	0	16	12	8,476
介護老人保健施設	3	6	0	2	-7	4	5	0	5	-4	4,182
介護医療院	1	0	0	13	12	2	7	0	8	-1	852

介護等分野における賃金及び離職の状況

■ R 6 年度の賃金引き上げの状況

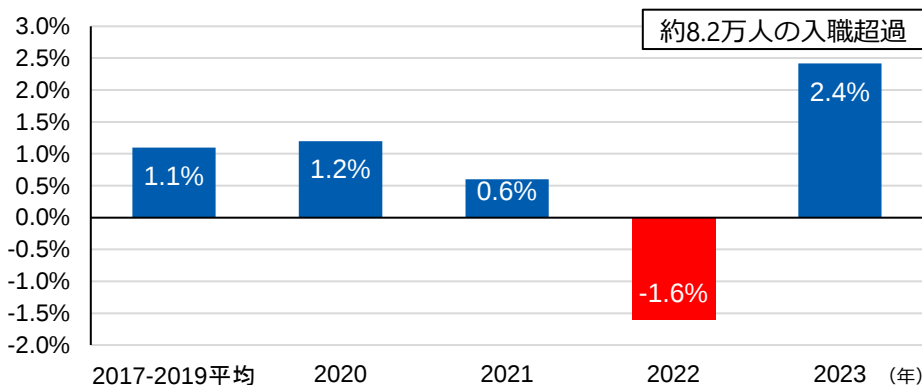
春闘の全産業平均賃上げ率 5.10%

(出典：2024年春闘 連合回答集計結果)

介護事業所の平均賃上げ率 2.52%

(出典：介護現場における物価高騰・賃上げ等の状況調査(団体調査))

■ 介護等分野の入職超過率（入職率－離職率）の推移

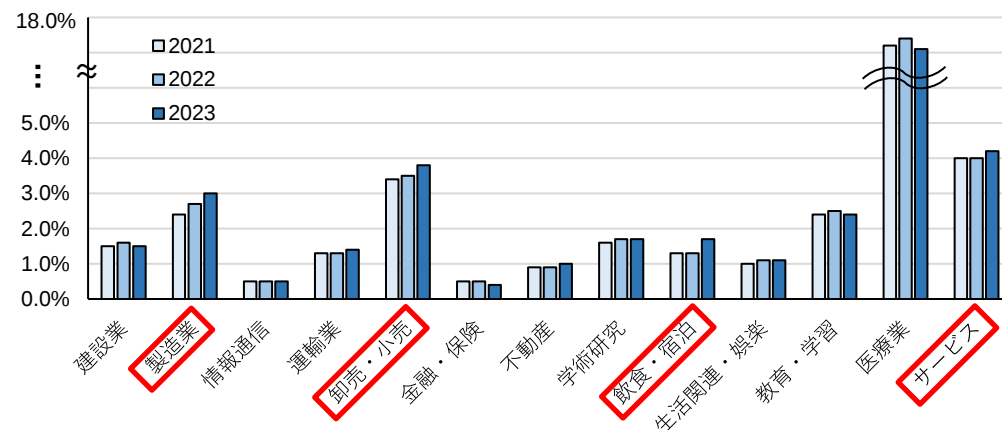


出典：厚生労働省「雇用動向調査」より作成
注：「介護等分野」は、「社会保険・社会福祉・介護事業」

○入（離）職率
1月1日現在における常用労働者数に対する入（離）職者の割合をいう。

○入職超過率
入職率から離職率を引いたものをいう。プラスであれば入職率が離職率を上回っている（入職超過）。マイナスであれば離職率が入職率を上回っている（離職超過）。

■ 介護等分野から他産業へ入職の内訳



出典：厚生労働省「職業安定業務統計」より作成
注：「介護等分野」は、「社会保険・社会福祉・介護事業」

「老人福祉・介護事業」の倒産と休廃業・解散の合計 年次推移



○調査は、「老人福祉・介護事業」を対象に集計

○内訳は、訪問介護事業、通所・短期入所介護事業、有料老人ホーム、その他に分類

○倒産は、介護保険制度が始まった2000年以降の負債1,000万円以上が対象

○休廃業・解散（休廃業）は、統計を開始した2010年（内訳は2013年）以降を対象

2024（令和6）年老人福祉・介護事業 都道府県別「倒産・休廃業」状況

（下段：前年）

都道府県	倒産	休廃業	合計	都道府県	倒産	休廃業	合計	都道府県	倒産	休廃業	合計
北海道	6	32	38	長野県	1	7	8	岡山県	0	10	10
▼ +	7	28	35	▼ ▼	2	8	10	▼ +	3	6	9
青森県	2	3	5	岐阜県	2	5	7	広島県	3	7	10
+ ▼	0	7	7	▼ ▼	3	7	10	+ ▼	1	11	12
岩手県	2	8	10	静岡県	0	12	12	山口県	2	7	9
+ +	0	0	0	▼ ▼	4	22	26	▼ ▼	3	12	15
宮城県	6	11	17	愛知県	5	46	51	徳島県	3	12	15
+ +	4	9	13	▼ +	7	35	42	+ +	0	3	3
秋田県	1	5	6	三重県	1	15	16	香川県	2	5	7
▼ +	3	2	5	▼ +	2	4	6	+ +	1	4	5
山形県	0	3	3	富山県	2	4	6	愛媛県	0	2	2
= +	0	2	2	+ +	0	2	2	▼ ▼	2	11	13
福島県	2	8	10	石川県	1	1	2	高知県	3	5	8
▼ +	3	6	9	+ ▼	0	3	3	+ =	1	5	6
茨城県	3	11	14	福井県	2	2	4	福岡県	8	25	33
+ ▼	1	14	0	+ =	1	2	3	▼ +	9	24	33
栃木県	4	8	12	滋賀県	4	7	11	佐賀県	0	3	3
+ +	0	7	7	+ ▼	2	8	10	= =	0	3	3
群馬県	4	18	22	京都府	4	5	9	長崎県	2	6	8
+ +	2	12	14	+ ▼	1	10	11	+ ▼	0	8	8
埼玉県	4	30	34	大阪府	20	63	83	熊本県	7	8	15
▼ +	5	24	29	+ +	18	49	67	+ +	1	3	4
千葉県	7	35	42	兵庫県	8	30	38	大分県	1	2	3
+ +	1	14	15	+ +	2	12	14	+ ▼	0	7	7
東京都	22	59	81	奈良県	1	11	12	宮崎県	2	6	8
+ +	15	37	52	+ =	0	11	11	= =	2	6	8
神奈川県	11	30	41	和歌山県	0	12	12	鹿児島県	0	3	3
+ +	10	26	36	= =	0	12	12	= ▼	0	8	8
新潟県	6	6	12	鳥取県	2	4	6	沖縄県	3	11	14
+ ▼	5	8	13	+ +	0	2	2	+ =	0	11	11
山梨県	1	5	6	島根県	2	4	6	合計	172	612	784
+ +	0	3	3	+ +	1	2	3	+ +	122	510	632

東京商工リサーチ調べ

① 施策の目的

- 〇 介護人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 〇 賃上げとともに、介護現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

- ・介護職員等処遇改善加算(※1)を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。
※1 介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施。
- ・介護事業所において、その介護職員等が、更なる生産性向上・職場環境改善のため、自身の業務を洗い出し、その改善方策にも関与できる形とする等のための基盤構築を図る。このため、補助は、当該職場環境改善等の経費(※2)に充てるほか、介護職員等(※3)の人件費に充てることを可能とする。
※2 介護助手等を募集するための経費や、職場環境改善等(例えば、処遇改善加算の職場環境要件の更なる実施)のための様々な取組を実施するための研修等の経費 など
※3 当該事業所における介護職員以外の職員を含む。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

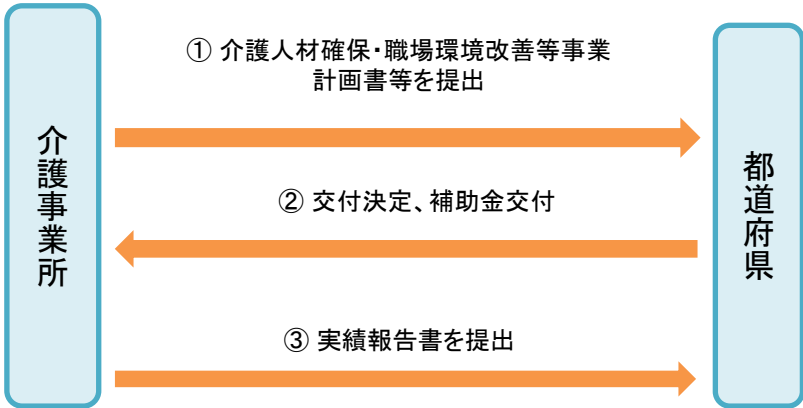
■支給対象

(1)介護職員等処遇改善加算の取得事業所

(2)以下の職場環境改善等に向けた取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出する事業所

① 施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等
→ 生産性向上推進体制加算の取得等に向けて、介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策の立案を行う

② 訪問、通所サービス等
→ 介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策立案を行う



※ 国保連システムを改修し、都道府県は、国保連から提供された各事業所の交付額一覧に基づき交付決定を実施。国保連システムを改修するとともに、国・都道府県に必要な事務費等を確保

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

介護現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、介護職員の確保・定着や介護サービスの質の向上につなげる。

施策名: 障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(障害福祉人材確保・職場環境改善等事業)

① 施策の概要

- 障害福祉人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 賃上げとともに、障害福祉現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

- ・福祉・介護職員等処遇改善加算(※1)を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。
 - ※1 福祉・介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施。
- ・障害福祉サービス事業所において、その福祉・介護職員等が、更なる生産性向上・職場環境改善のため、自身の業務を洗い出し、その改善方策にも関与できる形とする等のための基盤構築を図る。このため、補助は、当該職場環境改善等の経費(※2)に充てるほか、福祉・介護職員等(※3)の人件費に充てることを可能とする。
 - ※2 間接業務に従事する者等を募集するための経費や、職場環境改善等(例えば、処遇改善加算の職場環境要件の更なる実施)のための様々な取組を実施するための研修等の経費 など
 - ※3 当該事業所における福祉・介護職員以外の職員を含む

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

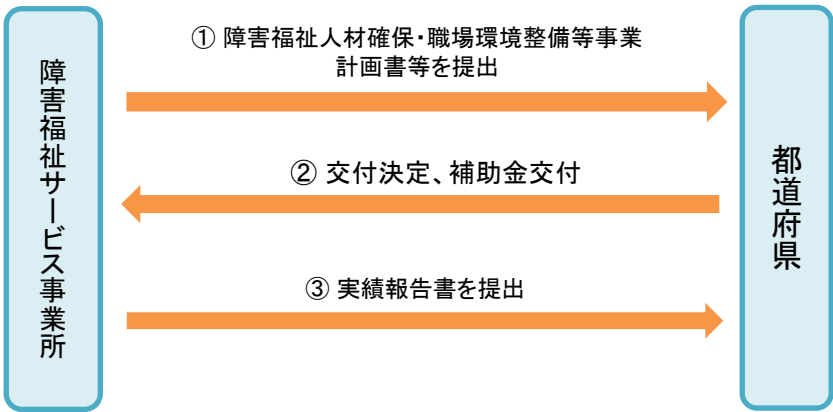
■支給対象

(1)福祉・介護職員等処遇改善加算の取得事業所

(2)以下の職場環境改善等に向けた取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出する事業所

<取組>

福祉・介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策立案を行う



※ 国保連システムを改修し、都道府県は、国保連から提供された各事業所の交付額一覧に基づき交付決定を実施。国保連システムを改修するとともに、国・都道府県に必要な事務費等を確保

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、障害福祉職員の確保・定着や障害福祉サービスの質の向上につなげる。 16

令和7年度生活扶助基準の見直しの内容

I 足下の社会経済情勢等を踏まえた当面の対応（令和7～8年度の2年間）

- 生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案して、必要に応じ改定を行っており、今回の見直しの対象期間においても、この考え方を基本とする。
- 前回の令和5～6年度の臨時的・特例的な対応の措置時（令和4年末）から一定期間が経過し、その間も物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として消費が緩やかに増加していることも考慮し、社会経済情勢等を総合的に勘案して、当面2年間（令和7～8年度）の臨時的・特例的な措置を実施。
 - ① 令和4年の生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に一人当たり月額1,500円を特例的に加算
 - ※ ただし、入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、現行の一人当たり月額1,000円の加算額を維持
 - ② ①の措置をしても従前の基準額から減額となる世帯については、従前の基準額を保障

II 令和9年度以降の生活扶助基準の検討

- 令和9年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めつつ、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を行うため、令和9年度予算の編成過程において改めて検討。
 - その際、年齢階級・世帯人員・級地別の分析が可能な5年に一度の生活保護基準部会での定期検証について、1年前倒しでの実施を図り、その検証結果を適切に反映することとする。

施行時期： 令和7年10月～

財政影響額： + 50億円程度（令和7年度は+ 20億円程度）

今回の改正内容

1. 子どもの貧困への対応

2～7ページ

- ① 高卒就職者等への新生活立ち上げ費用の支給
【施行済】
- ② 生活保護受給中の子育て世帯へのアウトリーチ事業
の任意法定化 【令和6年10月1日施行】

2. 被保護者に対する自立支援の強化等

- ① 被保護者就労準備支援事業・被保護者家計改善支援
事業・被保護者地域居住支援事業の任意法定化
【令和7年4月1日施行】

8～11ページ

- ② 生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事
業等を利用できる一体実施の仕組みの創設
【令和7年4月1日施行】
- ③ 就労自立給付金の算定方法の見直し
【令和6年10月1日施行】

3. 被保護者の支援に関係する機関等の連携強化等

- ① 関係機関との支援調整等を行う会議体の設置規定
(任意) の創設 【令和7年4月1日施行】

4. 医療扶助の適正実施等

12～14ページ

- ① 都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援の
枠組み(努力義務)の創設 【令和7年4月1日施行】

5. 保護の実施機関についての特例

15ページ

- ① 居住地特例の対象範囲を特定施設入所者全体に拡大
【令和7年4月1日施行】

6. 社会福祉住居施設の適正な運営を図るための規定の整備等

16～18ページ

- ① 無料低額宿泊所の事前届出義務違反に対する罰則の創
設 【令和7年4月1日施行】
- ② 無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の市
町村から都道府県への通知(努力義務)の創設
【令和7年4月1日施行】

7. 救護施設等の機能強化等

- ① 救護施設等における通所事業の拡充、就労機能の強化等
【施行済】

19ページ

- ② 救護施設等における個別支援計画作成の義務化
【令和6年10月1日施行】

8. 居住サポート住宅における住宅扶助の代理納付原則化

20ページ

- ① (住宅セーフティネット法) 居住サポート住宅におけ
る代理納付の原則化【公布の日(令和6年6月5日)から起
算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日施行】

今回の改正等への対応ポイント

1. 新型コロナを機に顕在化した課題への対応

(1) 早期発見・継続的な見守り機能の強化



- ① 支援会議設置の努力義務化【令和7年4月1日施行】
- ② 支援会議の開催、地域の居場所等との連携、家庭等への訪問等による生活困窮者の状況把握の努力義務化【施行済】

(2) 多様な相談者層への対応強化



- ① (再掲) 支援会議設置の努力義務化【令和7年4月1日施行】
- ② 児童育成支援拠点事業との連携の努力義務の明確化【施行済】
- ③ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上【令和7年4月1日施行】
- ④ 生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業を利用できる一体実施の仕組みの創設【令和7年4月1日施行】

2. 持ち家のない単身高齢者数の増加等への対応

(1) 住まいの相談に対応できる体制の整備



- ① 自立相談支援事業における居住支援の強化【令和7年4月1日施行】
- ② 重層的支援体制整備事業における居住支援の強化【令和7年4月1日施行】
- ③ (住宅セーフティネット法) 居住支援協議会設置の努力義務化【令和7年10月1日施行(予定)】
- ④ 一時生活支援事業の強化
 - ・一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称し、地域の実情に応じた必要な支援の実施の努力義務化【令和7年4月1日施行】
 - ・シェルター事業において緊急一時的な居所確保を行う場合の加算の創設【令和6年度~】
 - ・地域居住支援事業による見守り支援期間(最長1年)の柔軟化【令和7年4月1日施行(予定)】
- ⑤ 居住支援法人との連携の努力義務の明確化【令和7年4月1日施行】

(2) 家賃の低廉な住宅への転居支援の創設



- ① (住居確保給付金) 家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助の創設【令和7年4月1日施行】

児童相談所における虐待相談対応件数とその推移

○令和4年度中に、全国232か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は 214,843 件。

※ 対前年度比+3.5%(7,183件の増加)(令和3年度:対前年度比+1.3%(2,616件の増加))

※ 相談対応件数とは、令和4年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。

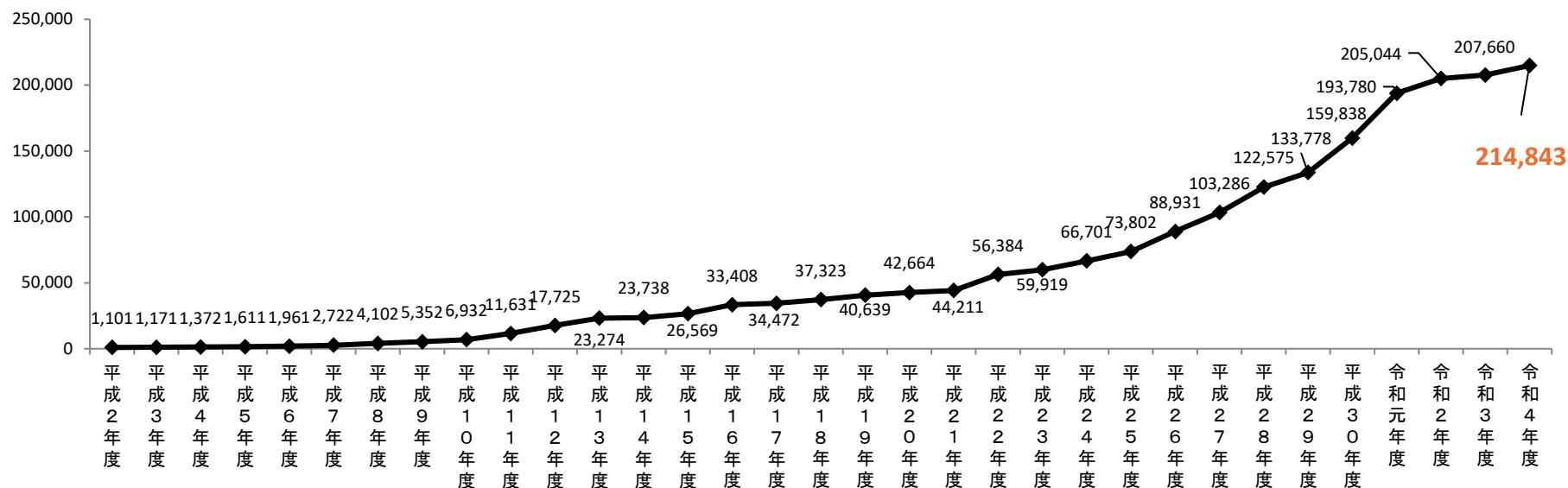
【主な傾向】

・心理的虐待に係る相談対応件数の増加(令和3年度:124,724件→令和4年度:128,114件(+3,390件))

・警察等からの通告の増加(令和3年度:103,104件→令和4年度:112,311件(+9,207件))

〈令和3年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体への聞き取り〉

・関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告が増えている。



(注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件 数	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843
対前年度比	+6.3%	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+3.5%

児童相談所における児童虐待相談対応件数（対前年度比較、児童相談所設置自治体別）

	児童相談所相談対応件数			対前年度比
	令和3年度	令和4年度	対前年度増減件数	
北海道	4,020	3,626	▲ 394	▲ 10%
青森県	1,693	2,039	346	20%
岩手県	1,709	1,717	8	0%
宮城県	1,764	2,034	270	15%
秋田県	596	578	▲ 18	▲ 3%
山形県	570	579	9	2%
福島県	1,985	2,256	271	14%
茨城県	3,743	4,033	290	8%
栃木県	1,625	1,627	2	0%
群馬県	1,932	1,835	▲ 97	▲ 5%
埼玉県	14,370	13,871	▲ 499	▲ 3%
千葉県	9,593	8,747	▲ 846	▲ 9%
東京都 ※2,3	26,047	19,345	▲ 6,702	▲ 26%
神奈川県	7,195	7,899	704	10%
新潟県	2,074	2,091	17	1%
富山県	894	864	▲ 30	▲ 3%
石川県	814	933	119	15%
福井県	1,018	918	▲ 100	▲ 10%
山梨県	1,462	1,451	▲ 11	▲ 1%
長野県	2,651	2,697	46	2%
岐阜県	2,390	2,684	294	12%
静岡県	2,222	2,054	▲ 168	▲ 8%
愛知県	6,588	6,493	▲ 95	▲ 1%
三重県	2,147	2,408	261	12%
滋賀県	2,264	2,187	▲ 77	▲ 3%
京都府	2,505	2,344	▲ 161	▲ 6%
大阪府	14,212	16,036	1,824	13%
兵庫県	5,567	5,702	135	2%
奈良県 ※4	1,837	1,254	▲ 583	▲ 32%
和歌山県	1,792	2,066	274	15%

	児童相談所相談対応件数			対前年度比
	令和3年度	令和4年度	対前年度増減件数	
鳥取県	135	148	13	10%
島根県	378	332	▲ 46	▲ 12%
岡山県	669	796	127	19%
広島県	2,956	3,131	175	6%
山口県	662	688	26	4%
徳島県	910	1,039	129	14%
香川県	1,037	1,152	115	11%
愛媛県	1,406	1,741	335	24%
高知県	452	501	49	11%
福岡県	6,184	6,760	576	9%
佐賀県	987	1,085	98	10%
長崎県	974	1,084	110	11%
熊本県	1,027	1,339	312	30%
大分県	1,664	1,786	122	7%
宮崎県	1,843	2,019	176	10%
鹿児島県	2,114	2,423	309	15%
沖縄県	2,509	2,585	76	3%
札幌市	2,402	2,229	▲ 173	▲ 7%
仙台市	1,733	1,651	▲ 82	▲ 5%
さいたま市	3,236	3,342	106	3%
千葉市	2,277	2,472	195	9%
横浜市	7,659	9,028	1,369	18%
川崎市	3,965	4,055	90	2%
相模原市	1,976	1,896	▲ 80	▲ 4%
新潟市	1,431	1,552	121	8%
静岡市	672	897	225	33%

	児童相談所相談対応件数			対前年度比
	令和3年度	令和4年度	対前年度増減件数	
浜松市	823	872	49	6%
名古屋市	3,735	3,089	▲ 646	▲ 17%
京都市	2,170	2,257	87	4%
大阪市	6,136	6,319	183	3%
堺市	2,209	2,395	186	8%
神戸市	2,934	2,648	▲ 286	▲ 10%
岡山市	408	424	16	4%
広島市	1,951	2,323	372	19%
北九州市	2,363	2,515	152	6%
福岡市	2,685	3,057	372	14%
熊本市	1,325	1,425	100	8%
横須賀市	859	962	103	12%
金沢市	830	693	▲ 137	▲ 17%
明石市	695	602	▲ 93	▲ 13%
奈良市	—	385	—	—
港区	—	953	—	—
世田谷区	—	1,650	—	—
中野区	—	801	—	—
豊島区 ※5	—	206	—	—
荒川区	—	481	—	—
板橋区 ※5	—	998	—	—
江戸川区	—	1,689	—	—
合計	207,660	214,843	7,183	3%

※1 都道府県の件数には、指定都市・児童相談所設置市の件数を含まない。

※2 令和3年度の東京都の件数には、令和2年度に児童相談所を開設した世田谷区、荒川区、江戸川区及び令和3年度に開設した港区の件数を含む。

※3 令和4年度の東京都の件数は、児童相談所を開設した特別区の件数を除いたことから、対前年度比が大幅に減少している。

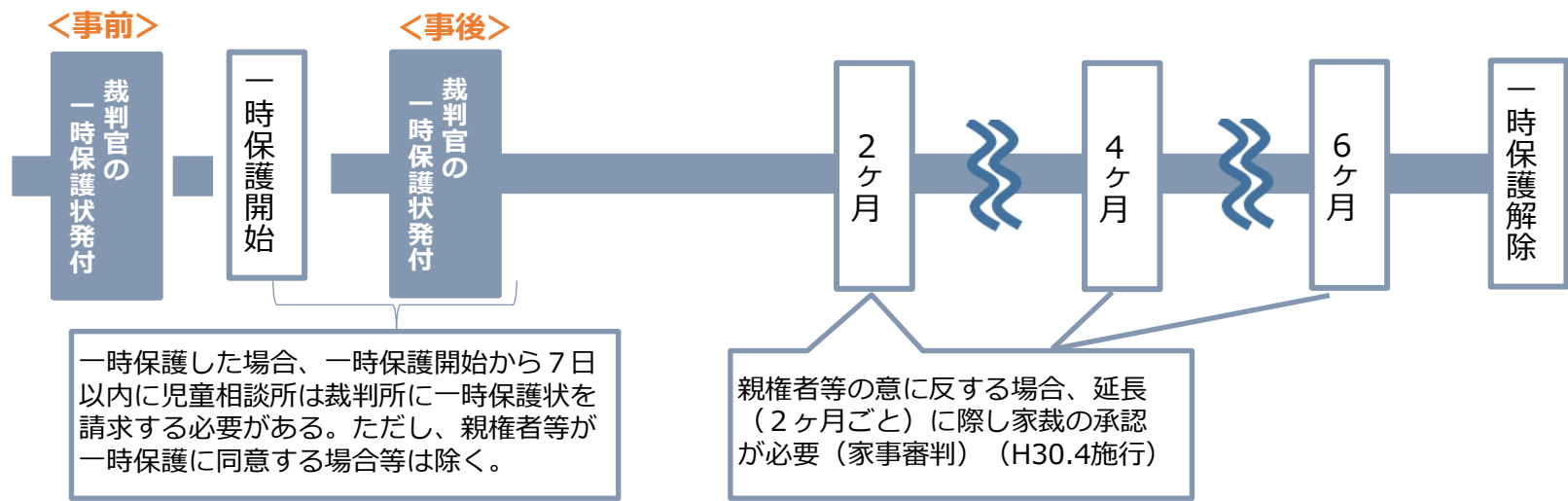
※4 令和4年度の奈良県の件数は、令和4年4月に児童相談所を開設した奈良市の件数を除いたことから、対前年度比が大幅に減少している。

※5 板橋区は令和4年7月、豊島区は令和5年2月に児童相談所開設

一時保護時の司法審査等

<一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）>

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査を導入する。
 - 裁判官が発付する一時保護状による方法（事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
 - 対象として、親権者等が一時保護に同意した場合や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
 - 児童虐待のおそれがあるときなど、一時保護の要件を法令上明確化。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
 - 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に児童の生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から3日以内にその取消を請求）



一時保護の要件について

1. 改正後児童福祉法

＜改正後＞

第三十三条 児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であつて、必要があると認めるときは、（略）児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

＜改正前＞

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、（略）児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

2. 「内閣府令（児童福祉法施行規則）で定める場合」の条文（令和6年12月26日公布）

第三十五条の三 法第三十三条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。この場合において、児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図ること、又はアセスメント（児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することをいい、短期入所指導（児童の状況把握を目的として、法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設等に児童を短期間入所させ、心理療法、生活指導その他の援助を行うことをいう。）を含む。）を行うことを目的として児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができるものとする。

- 一 児童虐待防止法第二条に規定する児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合又は児童虐待を受けるおそれがある場合（児童虐待防止法第十二条の二第一項に定めるときを含む。）
- 二 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項の規定による送致を受けた場合又は警察官から法第二十五条第一項若しくは児童虐待防止法第六条第一項の規定による通告を受けた場合
- 三 児童の行動が自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせた場合若しくはそのおそれがある場合又は危害を生じさせるおそれがある場合
- 四 児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合
- 五 児童の保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたこと、児童が家出人であることその他の事由により、次のいずれかに該当する場合
 - イ 児童に保護者若しくは住居がない又はそのおそれがある場合
 - ロ 児童の住居が不明である又は不明となるおそれがある場合
- 六 児童の保護者がその監護する児童の保護を求め、又はこれに相当する意見を表明した場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合

第1章 令和4年児童福祉法等改正（一時保護時の司法審査）の概要

第2章 一時保護の要件

1 趣旨

2 一時保護を行うことができる場合

- ・ 一時保護を行う全ての場合で、①内閣府令該当性 + ②一時保護の必要性があることが要件となる（改正後法第33条第1項及び第2項）。
- ・ なお、裁判官は、①内閣府令該当性が満たされていれば、明らかに②一時保護の必要がないと認めるときを除き、一時保護状を発付（同第4項）。

3 内閣府令について（児童福祉法施行規則第35条の3）

○ 第1号（児童虐待の場合等）

- ・ 児童虐待の危険から児童を保護し、その安全の確保及び健全な発達を図るため、一時保護の対象として規定。
- ・ 「児童虐待を受けた」場合だけでなく、「児童虐待を受けたおそれ」がある場合及び「児童虐待を受けるおそれ」がある場合も対象。

○ 第2号（少年法送致又は警察通告の場合）

- ・ 少年法送致又は警察通告を受けた場合は、警察からの情報に基づき調査や状況把握をする必要のあるケースが多いため、一時保護の対象として規定。

○ 第3号（自己又は他人への危害の場合等）

- ・ 児童の安全と健全な発達を図り、必要な調査を行うため、一時保護の対象として規定。
- ・ 自己又は他人に「危害を生じさせた」場合だけでなく、「危害を生じさせたおそれ」がある場合及び「危害を生じさせるおそれ」がある場合も対象。

○ 第4号（児童による保護の求め等の場合）

- ・ 児童自身が保護を求めることは、児童にとって何らかの深刻な状況が生じているというべきであることから、一時保護の対象として規定。
- ・ 児童の年齢や発達の状況等を考慮し、保護の求めに相当する意見・意向（意思というまでには至らない志向、気持ち）が表明された場合も対象。

○ 第5号イ、ロ（保護者不在又は住居不定の場合等）

- ・ 児童に保護者や住居がない場合に、安全・安心な場所を提供し心身の安定を図れるよう、一時保護の対象として規定（おそれがある場合も含む。）。
- ・ 児童の住居が不明の場合には、その養育環境等について把握・調査等をするため、一時保護の対象として規定（おそれがある場合も含む。）。

○ 第6号（保護者による保護の求め等の場合）

- ・ 保護者（児童福祉施設の長や里親を含む。）が保護を求める場合は、養育困難や措置先での児童の不応等が生じているとうかがわれることから、児童をその養育環境から一時的に分離して安全確保をした上で、背景事情の把握等を行う必要があるため、一時保護の対象として規定（保護の求めに相当する意見が表明された場合も含む。）。

○ 第7号（その他重大な危害が生じるおそれの場合）

- ・ 第1号～第6号までの類型では対応できないものが今後生じ得る場合に備えて規定。

4 一時保護の必要性について

- ・ 児童相談所長は、①内閣府令該当性を前提として、②一時保護の必要性があるか否かについて、各事案における個別の事情を検討し、適切に判断することが重要。

第3章 一時保護状の請求手続

1 一時保護状の請求の要否

- ・ ①一時保護を行うことについて親権者等（親権を行う者又は未成年後見人）の同意がある場合、②児童に親権者等がない場合、③一時保護を開始した日から起算して7日以内（この期間は、初日を含む。）に解除した場合を除き、一時保護状の請求が必要（改正後法第33条第3項）。
- ・ 親権者等が数人あるときはその全員の同意を要する。一部の親権者等から同意を得られない場合のほか、一部の親権者等と連絡がとれずその同意が確認できないような場合には、親権者等の同意があるとはいえないから、請求期限までに一時保護状を請求しなければならないこと等に留意。

2 一時保護状の請求に係る基本的事項

- ・ 請求者、対象となる児童、請求時期（事後請求又は事前請求）、一時保護の開始日、請求先、請求の方式など

3 一時保護状の請求に向けた具体的手続（児童相談所における事務手続の流れを想定）

- 児童と親権者等の特定
 - ・ 一時保護の対象となる児童は、氏名、住居（住所又は居所）、生年月日により特定。児童の特定に関する資料としては、戸籍謄本、住民票の写しその他の公的書類（療育手帳、母子健康手帳等）の写しが考えられる。
 - ・ 親権者等は、戸籍謄本（児童が外国人の場合は戸籍謄本に代わるものとして親権を有することが確認可能な公的書類）により特定。戸籍謄本の取得に特に時間を要する事情がある、外国人につき本国での身分関係の調査が完了しないなどの事情があるときは、親権者等を確知できない場合として（同意があるとはいえないとして）、一時保護状の請求を行う必要。
- 親権者等に対する説明
 - ・ 一時保護の理由、目的、一時保護時の司法審査手続の概要、親権者等が裁判官に意見を伝達し得ること及びその方法等について、できる限り丁寧に説明（ただし、DV事案等で加害者とされる親権者等に対し連絡しなかった場合は、親権者等の同意があるとはいえないから、一時保護状を請求すること。）。
- 親権者等の同意の確認
 - ・ 一時保護を行うことについて可能な限り親権者等の同意を確認する。同意がない場合だけでなく、同意が判然としない場合（同意があるか分からない場合）、同意の真意性に疑義がある場合などは、同意があるとはいえないとして、一時保護状の請求を行う。
 - ・ 親権者等の同意の確認は原則として書面で行う。ただし、一定の場合（親権者等が遠方、多忙、入院中等により来所や郵便等での確認が困難な場合、親権者等の身体に障害があり署名が困難な場合など）には、口頭による確認も排除されない。
- 親権者等の意見を裁判官に伝達する手法
 - ・ 児相が親権者等の意見を聴取して適宜の書類にまとめて裁判官に提供することを基本。
 - ・ 親権者等が自ら意見書面の作成を希望する場合はこれを児相を通じて裁判官に提供することが可能。
- 児童の意見又は意向の確認、児童の意見又は意向を裁判官に伝達する手法
 - ・ 一時保護に当たって実施する意見聴取等措置（改正後法第33条の3の3）等により児相が把握した児童の意見又は意向を裁判官に提供。
 - ・ 児童自らが意見書面の作成を希望する場合はこれを児相を通じて裁判官に提供することが可能。

第3章 一時保護状の請求手続（前頁からの続き）

- 提供資料の準備（関係機関等と連携した資料等の収集）
 - ・ 児相が保有する**児童記録票その他の児童に関する書類一式又はそれらを抜粋し、若しくは要約したもの**を提供する方法を基本。
 - ・ 一時保護状の請求に当たっては、一時保護の要件の充足性を示す事実関係、児童の意見等や親権者等の意見、それらを踏まえた児相の所見（内閣府令該当性及び一時保護の必要性を認めた理由）等をまとめた簡単な**「総括書面」**を作成。 ※参考書式は本マニュアル（案）別添のとおり。
 - ・ 児相が裁判所に出した一時保護状の請求に係る事件記録は、裁判所から児童や親権者等に送付されることはなく、審査終了後、児相に返還される。また、裁判所において児童や親権者等の事件記録の閲覧謄写を予定した規定はなく、児相への返還後、児相において開示請求に対応することとなる。
 - ・ 資料の収集等においては、**関係機関と連携し、資料又は情報の提供等の必要な協力を受けること**（改正後法第33条の3の2）。
- 一時保護状請求書の記載事項等
 - ・ 一時保護状請求書は**チェックリスト及び端的な記載欄を基本**。 ※参考書式は本マニュアル（案）別添のとおり。
- 各種事案の取扱い（きょうだい事案の取扱い、移管ケースの取扱い、親権者等の同意が撤回された場合の対応など）

4 一時保護状の発付又は請求却下

- ・ 一時保護状の発付又は請求却下後は、裁判所において事件記録の返還を受け、一時保護状が発付された場合は一時保護状を受領。
- ・ 児童及び親権者等に対しては一時保護時の司法審査の結果等につき適切な説明を行う。請求が却下された場合（取消請求をしない場合）は意見聴取等措置等を講じた上で、速やかに一時保護を解除。

第4章 一時保護状の請求却下の裁判に対する取消請求

1 取消請求の要件

- ・ 取消請求では、①内閣府令該当性、②一時保護の必要性、③一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれることが要件となる。③の要件については、外形上の行為や被害の重大性だけではなく、養育環境下に戻ることが児童の心身に与える影響からも検討すること。

2 取消請求手続に係る基本的事項

- ・ 請求者、請求時期（一時保護状の請求却下の裁判があった日の翌日から起算して3日以内に限り行うことができる）、請求先、請求の方式など

3 取消請求の具体的手続

- ・ 原裁判時に提供した資料をもってさらに主張を行うほか、当初の一時保護状の請求時には未判明だった事実が新たに判明した場合や取得できていなかった資料を新たに取得した場合などにはこれらによる主張の補充を行うことが考えられる。
- ・ 取消請求の各要件について、事案の概要を踏まえ、**児相の所見・評価を文章形式で記載**。 ※参考書式は本マニュアル（案）別添のとおり。

4 裁判所の判断を受けての対応

第5章 夜間・休日の対応

- ・ 一時保護状の請求及び取消請求は**平日の裁判所開庁時間中に行われるのが基本だが、やむを得ず夜間・休日に請求する場合はあらかじめ請求先裁判所に連絡した上で請求を行う**。夜間・休日には請求先が異なる可能性があることに留意。一時保護状の請求及び取消請求に係る期間には、土日、祝日、年末年始を含む。請求期限末日が土日、祝日、年末年始となる場合も同日までに請求を要する。

一時保護時の司法審査手続における戸籍謄本等の広域交付の活用について

親権者等の特定について（現状と課題）

- 一時保護時の司法審査では、親権者等（親権者又は未成年後見人）の同意を確認する前提として、戸籍謄本により親権者等の特定を行い、同意している者が親権者等であることの確認が必要。
 - 児童の家庭状況を調査する必要性等から、児童相談所では現在も児童や親権者等の戸籍謄本等を取得しており、住所地と本籍地が異なる場合には、児童相談所から本籍地へ郵送等により請求（公用請求）しているが、現状、戸籍謄本等の取得には7日以上要するケースが多く、一時保護時の司法審査の施行後は、親権者等が同意している可能性があるにも関わらず、一時保護状の請求を行わなければならない場合が生じる。
- ⇒ 戸籍謄本等の取得・確認業務を迅速に行うため、市区町村が行う公用請求については、**広域交付制度（本籍地以外の市区町村に対する戸籍謄本等の請求）**が活用できることを明確化することとする。

対応について

- 戸籍謄本等の広域交付の公用請求は、戸籍法上、市区町村の機関がするものに限り可能とされているが、児童相談所の協力の求めに応じる形であっても、市区町村が主体となり公用請求を行うものであるから（児童福祉法第10条第1項第3号）、請求の主体は市区町村の機関となり、広域交付の公用請求の利用対象となる。
- それを明確にするため、児童福祉法施行規則を改正し（※）、市区町村は、自ら必要な調査等を行う場合のほか、児童相談所長が一時保護に関して必要があると認める場合には、児童福祉法第33条の3の2第1項第3号（一時保護に当たっての必要な協力の求め等）に基づき、**広域交付の公用請求**を活用して、戸籍謄本等を取得・確認できることを規定した。

（※）児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号） **＜令和6年12月26日公布＞**

第三十五条の四 市町村長は、法第十条第一項第三号その他の法令の規定により自ら調査その他の事務を行う場合のほか、法第三十三条の三の二第一項第三号の規定による都道府県知事又は児童相談所長の求めに応じ、法第三十三条第三項に規定する手続に関し、法第十条第一項第三号に掲げる調査を行う場合においても、戸籍法第十条の二第二項（同法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による請求その他の必要な事務を行うことができる。

- ◆ 一時保護時の司法審査の施行（令和7年6月1日）に向けて、上記対応について、市区町村等へ周知予定。

一時保護時の司法審査の施行に向けた状況及び今後の予定について

施行に向けた状況及び今後の予定

- 令和6年1月～同年3月：全国の自治体に「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」の意見照会を実施
（試行運用対象自治体については、試行運用の実施を踏まえ、～令和6年4月下旬に実施）
⇒主なご意見等のうち対応可能なものについては、マニュアル及びQ & A等へ反映
- 令和6年3月～同年5月：一時保護時の司法審査に係る試行運用を実施（公募の上決定した全国18自治体）
- 令和6年6月～（順次）：施行に向け、各地の裁判所と自治体の児童福祉主管課との間で、一時保護状の請求手続に関する裁判実務の運用について協議開始

協議事項の例

一時保護状の請求先裁判所への具体的な請求手続（添付資料の取扱い、資料提供時の注意点、資料の追完方法等）、審査後の書面の授受等、一時保護状却下の裁判に対する取消請求（不服申立て）時の対応 等が想定される。

○令和6年12月：「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」確定版公表

内閣府令改正、一時保護時の司法審査に係る試行運用の結果公表

- 今後は、順次、Q & Aの発出、一時保護決定通知書様式例等の提示、一時保護時の司法審査手続における戸籍謄本等の広域交付の活用に関する通知の発出（市町村の戸籍部署に対して、7日の請求期限があることなど一時保護時の司法審査制度の周知を行うもの）等を行うとともに、施行に向けてマニュアル等の周知を徹底していく。
- 令和7年6月1日：施行